

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う外来医療分の 窓口負担増に対する配慮措置、特記事項等および請求書の記載について

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）において、令和4年10月1日から後期高齢者医療の窓口負担割合に2割が導入されることになっています。

●外来医療分の窓口負担増に対する配慮措置について

令和4年10月1日の施行後から令和7年9月30日までの3年間は、2割負担となる方の急激な負担増を抑制するため、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の負担増加額が、最大でも3,000円までに収まるような配慮措置が導入されることになりました。

具体的には、負担額が6,000円を超えた場合、すなわち医療費が30,000円を超えた場合には、窓口負担額は1割分に3,000円を加算した額（上限18,000円）となります。

【計算式】

$$\cdot \text{配慮措置の窓口上限額} = 6,000 \text{円} + (\text{医療費} - 30,000 \text{円}) \times 0.1$$

配慮措置は保険単独レセプトおよび公費併用レセプトの保険単独分が対象となります。

ただし、特記事項に「01：公」、「02：長」、「03：長処」のいずれかが記載されている場合は、保険単独レセプトおよび公費併用レセプトの保険単独分であっても、配慮措置の対象外となります。

また、山形県障がい福祉課から令和4年8月26日に発出された文書（障712号）に記載のとおり、山形県医療給付事業（県単）対象分については、配慮措置の対象となります。

なお、制度の概要等については、厚生労働省ホームページ『後期高齢者の窓口負担割合の変更等（令和3年度法律改正について）』および厚生労働省作成の『医療機関向け請求御担当者向けリーフレット（令和4年8月版）』を御確認ください。

●特記事項等および請求書の記載について

令和4年10月診療分から、所得区分「一般」については、所得に応じて「一般Ⅰ」と「一般Ⅱ」に細分化され、「一般Ⅰ」の窓口負担割合は1割のままですが、「一般Ⅱ」については2割に引き上げられます。

これにより、レセプトの特記事項へ記載する所得区分が以下のとおり一部変更となっています。

【特記事項に記載する所得区分】

所得区分	負担割合	特記事項に記載する所得区分		特記事項に記載する所得区分 (特定疾病給付対象療養 高額療養費多数回該当の場合)	
		令和4年 9月診療分まで	令和4年 10月診療分から	令和4年 9月診療分まで	令和4年 10月診療分から
現役並Ⅲ	3割	26:「区分ア」 (変更なし)		31:「多ア」 (変更なし)	
現役並Ⅱ		27:「区分イ」 (変更なし)		32:「多イ」 (変更なし)	
現役並Ⅰ		28:「区分ウ」 (変更なし)		33:「多ウ」 (変更なし)	
一般Ⅱ	2割	29:「区分エ」	41:「区分カ」	34:「多エ」	43:「多カ」
一般Ⅰ	1割		42:「区分キ」		44:「多キ」
低所得Ⅱ	1割	30:「区分オ」 (変更なし)		35:「多オ」 (変更なし) ※70歳未満のみ	
低所得Ⅰ					

これに伴う、2割負担となる方のレセプトの特記事項等・請求書の記載は以下のとおりです。

なお、詳細については、診療報酬請求書等の記載要領を御確認ください。

【2割負担の方のレセプトの特記事項等の記載について】

診療報酬明細書 (医科入院外) 令和 4 年 10 月分 医コ

市町村	老人受	1医科	3.後期	1.単独	8.高外一
公費①	公費①	保険	39	給付割合	8
公費②	公費②	記号・番号			

氏名	3 昭 生	特記事項	本人・家族欄は 外来は「8. 高外一」 入院は「7. 高入一」	給付割合は「8」
職務上の事由		41:区分カ	特記事項は「41 区分カ」 (特定疾病高額多数回該当の場合は「43 多カ」)	

【請求書の記載について】

後期高齢者医療

	請求	療養の給付				食事療養・生活療養			
		入院	入院外	入院	※ 決定	件数	回数	金額 円	標準負担額 円
一般・低所得 後期高齢者	入院				円			円	
	入院外								
	入院								

表示が「九割」から「一般・低所得」に変更となります。

なお、表示が「九割」のままでも、「一般・低所得」と読み替えます。

ここに、2割負担レセプトおよび1割負担レセプトの合計を合算して記載します。